

第6次八郎潟町総合計画 後期基本計画

令和3年度～令和7年度

人と地域が輝く
心豊かな協働のまち



秋田県 八郎潟町

第6次八郎潟町総合計画 後期基本計画について

1 はじめに

第6次八郎潟町総合計画は、その「基本構想」に定める「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」をまちの将来像として、本町のまちづくりの基本となるものであり、今後、展開していく各種施策や事業計画の総合的な指針となることを目的として策定したものです。

基本構想は、長期的な観点から、町民と行政が一体となって目指していくまちづくりの基本理念、将来像とともに、これを実現するためのまちづくりの方向性を示すものです。計画の期間は、平成28年度を初年度とし、令和7年度を目標年次としています。

基本計画は、基本構想に示す施策の基本方向に基づき、将来像の実現に向けた具体的な目標とそれを実現するための各部門における施策を体系的に示したものです。

計画の期間は、平成28年度から令和2年度までを前期基本計画、令和3年度から令和7年度を後期基本計画としております。

本書は、前期基本計画の成果指標について検証し、見直しを図り、後期基本計画の事業の方向性について定めるものです。

2 基本計画の見直しについて

基本計画の見直しについては、前期基本計画の主要施策における成果指標の平成28年度から令和元年度までの実績及び令和2年度の実績見込みを検証し、現状分析を行ったうえで、後期基本計画を策定いたしました。

なお、見直しについては、前期基本計画において主要施策として位置付けた事業については継続して実施するとともに、主要施策として位置付けのなかった事業であっても、今日的課題として早急な取組が必要なものは、後期基本計画において新規主要施策として採択し、年次計画に沿って事業の実現化を図るものです。

目次

第3編 基本計画

第1章	ともに築く連携と協働のまちづくり	1
1	町民との協働	1
2	人権・男女共同参画	3
第2章	すこやかに安心して暮らせるまちづくり	5
1	健康づくり	5
2	地域医療	8
3	地域福祉	9
4	高齢者福祉	11
5	児童福祉	13
6	心身障がい(児)者福祉	16
7	社会保障	18
第3章	次世代へつなぐ安全・安心なまちづくり	21
1	交通安全・防犯	21
2	消防・防災	24
3	住宅・住環境	27
4	上水道・生活排水処理	29
5	交通体系	32
6	循環型社会	34
7	生活環境保全	36
第4章	にぎわいと活力あふれるまちづくり	38
1	農林漁業	38
2	商工業	41
3	観光	43
4	雇用	45

第5章	ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり	46
1	学校教育	46
2	社会教育	49
3	社会体育	52
第6章	効率的・効果的な行財政運営のまちづくり	55
1	行財政運営	55
2	広域連携	57

第3編 基本計画

第1章 とともに築く連携と協働のまちづくり

1 町民との協働

<現状と課題>

町民ニーズの多様化や複雑化、厳しい経済状況、地域活動の活発化、本格的な地方分権などに対応するためには、行政主導の一律のまちづくりには限界があり、これまで以上に町民と行政が協働してまちづくりを進める必要があります。

本町では、これまでも地域のまちづくり活動を支援してきましたが、人口減少・少子高齢化や核家族化、社会環境の変化などにより地域の相互扶助機能の低下が進むものと懸念されることから、今後はさらに、町民の自主活動の促進や地域のまちづくり活動を支援し、地域コミュニティの活性化及び機能強化、町民の自治意識の高揚を図る必要があります。

<基本方向>

町民との協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの中心的存在である各町内会をはじめ、ボランティア団体・NPO法人など各種住民団体の活性化を図るとともに、町民・企業など多様な主体間の連携・協働、シニア世代をはじめとする地域人材の多様な能力の活用を進め、町民自らの手でまちづくりを推進する「町民主役」のまちづくりを目指します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 町内会等の活性化支援の促進	■町民参画による地域の活性化を図るため、町内会・ボランティア団体・NPO法人など各種住民団体の活性化支援の促進を図り、自主的・主体的な運営を推進します。
(2) シニア世代の活用促進	■元気なシニア世代のスキルやノウハウを活用し、様々な分野においてシニアが活躍できる仕組みを構築します。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 各町内会活動やまちづくり活動に積極的に参加し、地域のつながりをつくりましょう。
- ② 日頃からお互いに声かけや見守りをして、町民同士のつながりを強めていきましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R1)
(1) 地域活性化助成金の活用	H26	23件	27件	23件
(2) 各種住民団体が主催するイベントへの支援件数	H26	3件	6件	3件

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 地域活性化助成金の活用	R1	23件	27件
(2) 各種住民団体が主催するイベントへの支援件数	R1	3件	6件



2 人権・男女共同参画

<現状と課題>

まちづくりの前提として、人権の尊重は必要不可欠なものとなります。本町では、人権啓発や人権教育などを通じて人権教育の推進などに取り組んでいますが、人権問題は依然として残されており、近年では、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンス※など様々な問題が発生しています。そのため、町民のライフステージに応じたあらゆる場と機会を活用し、人権教育・啓発を推進していくことが求められます。

また、男女がそれぞれの個性と能力を活かし、ともに社会参画できる男女共同参画社会の実現が求められています。本町では、平成29年に新八郎潟町男女共同参画計画を策定し、男女共同参画が可能な環境の整備に努めていますが、今後とも男女共同参画意識の啓発に取り組むとともに、あらゆる分野において男女がともに参画できる機会の拡充などを進める必要があります。

<基本方向>

すべての町民の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう、教育・啓発を進めます。

また、男女が対等なパートナーとして、人権を尊重しつつ責任を分かち合い、あらゆる分野の活動に参画し、その能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 人権教育と啓発の推進	■すべての町民の人権が尊重される社会づくりを目指し、行政内部はもとより、学校・家庭や地域、職場などのあらゆる場を通じ、各人権問題に関する教育・啓発を効果的・継続的に実施します。また、人権教育・啓発を推進するため、関係機関や団体との連携を強化します。
(2) 男女共同参画の推進	■新八郎潟町男女共同参画計画により総合的かつ計画的な推進を図るとともに、女性団体との連携や各種審議会委員への女性の登用など、男女がともに町政に参画する機会の充実に努めます。

※ ドメスティック・バイオレンス：夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 人権問題について理解を深め、自分や他人の人権を尊重し、行動に結びつけていきましょう。
- ② 性別による固定的な役割分担を見直しましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R2)	前期実績値(R2)
(1) 各種審議会等への女性委員の登用割合	H27	25.0% (28人)	30.0% (34人)	30.1% (34人)

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)
(1) 各種審議会等への女性委員の登用割合	R2	30.1% (34人)	35.4% (40人)



関連する個別計画

- ◆新八郎潟町男女共同参画計画
-

第2章 すこやかに安心して暮らせるまちづくり

1 健康づくり

<現状と課題>

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中で、本町では生涯を通じて健康でいきいき暮らせるまちづくりをめざし、健康対策の充実強化に取り組んでおります。

しかしながら、生活習慣病は年々増加傾向にあり、本町における死亡原因はがんが全体の約3割を占め、心疾患や脳血管疾患による死亡をあわせると全体の5割にのぼっています。また、受療状況をみても生活習慣病が全体の受診者の5割(受診件数)を占めています。

今後ますます高齢化が加速する中、病気の治療や介護負担が増大することが予測されます。健康寿命の更なる延伸、生活の質の向上を実現するために、健康を増進し疾病の発症を予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進が重要となります。

少子化に伴い、子育て環境は大きく変化してきています。母子共に健やかに暮らせるよう、妊婦、乳幼児健康診査、新生児・乳児訪問、各種育児教室や相談等、妊婦から乳幼児、青少年期を通じ一貫した母子保健活動を推進しています。

<基本方向>

平成26年に「地域で支え合い みんなが健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とする「はちろうがた健康増進計画」並びに「はちろうがた食育推進計画」が策定されました。この計画に基づき、健康づくり事業の取り組みを推進します。

保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、一人ひとりが健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

住み慣れた地域で生涯を健康に過ごすために、町民自らの意識を高めていく町民主体の取り組みを推進します。また、地域の活動団体や健康づくりの関係者とも十分に連携を図り、効果的な健康増進の取り組みを推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 健康づくりの推進意識の高揚と町民の主体的な健康づくりへの支援	<p>■保健センターを拠点に、町民一人ひとりが健康管理意識を高め、生涯にわたって健康で生きがいのある暮らしができるよう健康づくりの推進を図ります。</p> <p>■保健委員や食生活研究会、メンタルヘルスサポーターの会や結核予防婦人会等、町民による自主組織の育成支援を推進します。</p>
(2) 健康診査の充実と保健事業の強化	<p>■住民の疾病予防のため、健診体制の充実を図り、各種検診の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげます。</p> <p>■各種健康教室・相談等を開催し、健康に関する知識の普及や相談体制の充実を図ります。</p>
(3) 母子保健の充実	<p>■次代を担う子どもたちの生涯を通じた健康を、家庭や地域全体で支えていくことができるよう、また、妊娠・出産・子育てが安心してできる環境整備や確保のために、保健・医療・福祉および教育機関等と連携して、母子保健対策を総合的かつ効果的に推進します。</p>
(4) 心の健康づくり・自殺予防	<p>■秋田県は自殺率が高く、自殺予防対策は今後の保健活動の大きな課題となります。また、今日の社会においては、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化しています。心の健康に関する教室や相談の開催、町内会やメンタルヘルスサポーター等の実践活動への支援の強化を図ります。</p>

<みんなで築くまちづくり>

- ① 「自分の健康は自分で守る」を基本に、健康な生活習慣の確立に努めましょう。
- ② 各種健康診断を定期的を受診し、疾病の早期発見・早期治療に努めましょう。
- ③ みんなで声をかけあい、健康教室等、健康づくりの事業に参加しましょう。
- ④ 心の健康について関心を持ち、自分ができることについて学ぶため、各種研修・教室等に参加しましょう。

< 成果指標 >

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R1)
(1) 働き盛りの特定健診の受診率	H26	45.1%	60.0%	44.5%
(2) 働き盛りのがん検診の受診率	H26	胃がん 24.0% 大腸がん 37.0%	胃がん 37.0% 大腸がん 53.0%	胃がん 21.0% 大腸がん 34.3%
(3) 働き盛りの精密検査の受診率	H26	胃がん 72.0% 大腸がん 73.9%	胃がん 85.0% 大腸がん 80.0%	胃がん 76.3% 大腸がん 63.6%
(4) 内臓脂肪症候群および予備群の割合	H26	23.7%	15.0%	28.8%

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 働き盛りの特定健診の受診率	R1	44.5%	60.0%
(2) 働き盛りのがん検診の受診率	R1	胃がん 21.0% 大腸がん 34.3%	胃がん 50.0% 大腸がん 53.0%
(3) 働き盛りの精密検査の受診率	R1	胃がん 76.3% 大腸がん 63.6%	胃がん 85.0% 大腸がん 70.0%
(4) 内臓脂肪症候群および予備群の割合	R1	28.8%	15.0%

関連する個別計画

◆ はちろうがた健康増進計画 ◆ はちろうがた食育推進計画

2 地域医療

<現状と課題>

住み慣れた地域で安心して暮らせる医療体制の確保は、各年齢層にわたり全町民の求めるところであります。本町の医療体制は、限られた医療機関に委ねられており、大きな役割を果たしております。

本町の医療機関は、医院1カ所、歯科医院2カ所、それに広域の医療を担う湖東厚生病院があります。現状は、医師不足により救急医療体制が整備されていないのが課題であり、今後、高齢化の急速な進行とともに医療へのニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されます。町、地域住民が一体となった医師確保対策を推進し、町内外の医療機関との連携による地域医療体制の充実を図る必要があります。

<基本方向>

保健・医療・福祉政策においては、重大な疾病等に陥ることがないように予防に重点を置いた取り組みが進んでいます。町民においても、定期的に健診（検診）を受ける、かかりつけ医を持つなどの予防を心がけ、重大な疾病等に陥ることを防ぐことも重要であり、町、関係機関と協議してまいります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 地域医療(体制)の充実	■生涯を通じ、心身ともに健康で、安心して暮らすことができるよう、保健・福祉・医療が連携し、プライマリ・ケア※の推進を図り、健康寿命の延伸を目指します。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 医療に関する情報を積極的に入手し、医療に対する関心と理解を深めましょう。
- ② 健診を積極的に受診するなど、自分で健康に心がけ、病気予防の意識を持ちましょう。
- ③ 健康管理のため、かかりつけ医を持ちましょう。

※ プライマリ・ケア：総合的な保健医療活動で、治療や予防、健康増進のための保健サービス。

3 地域福祉

<現状と課題>

地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員、地域福祉協力員をはじめ、社会福祉協議会やNPO法人、町内会などが、見守りや様々な福祉活動を行っています。高齢化の進行や核家族化、独居高齢者、地域との関わりを持たない人の増加が進む中、関係機関・団体との連携を深め情報を共有しながら、体制を強化していくことが必要です。

経済的困窮や引きこもりによる社会的孤立など、様々な課題を抱えた方が増加しています。平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、貧困の連鎖を断ち切るためにも、一人ひとりに合わせた様々な支援を早めに行うことが求められています。

<基本方向>

社会福祉協議会が町民のニーズを反映させた「第4次八郎潟町地域福祉活動計画（R2～R6年度）」を策定しており、これに基づいた取り組みを推進します。

また、関係機関や団体と連携し、地域で支え合う体制を充実します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 在宅福祉活動施策の推進	■これまで社会福祉協議会が実施してきた「心配ごと相談事業」、「配食サービス事業」「ボランティア活動事業」を継続支援し推進していきます。 ■在宅での暮らしを支えるための除排雪支援、買い物支援策の構築に努めるとともに、公共交通機関の利便性の向上に努めます。さらに、災害時要援護者に対する見守りや、救急医療情報キットのさらなる普及を進め管理体制を強化します。
(2) 関係機関・団体との連携	■民生委員・児童委員への活動支援、地域福祉協力員への活動支援、社会福祉協議会など各種団体の育成を支援します。
(3) 生活困窮者に対する支援	■生活困窮から脱却できるよう、一人ひとりに合わせた様々な支援策の構築に努めます。また、生活保護に至らないよう、福祉事務所と連携しながら支援につなげます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 地域で高齢者や障がいのある人など社会的弱者を見守り、気遣いましょう。
- ② 普段から地域に関心を持ち、互いに声をかけ合い、コミュニケーションを図りましょう。



関連する個別計画

- ◆ 第8期八郎潟町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 - ◆ 第4次八郎潟町地域福祉活動計画(社会福祉協議会策定)
-

4 高齢者福祉

<現状と課題>

令和2年度4月時点での本町の高齢化率は、10年前に策定した第5次基本計画における予測33.4%を上回る43.1%で、その加速度が増しています。

高齢者の福祉に関する施策については、「第8期八郎潟町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者に対する福祉事業と介護保険事業を総合的に推進しています。今後も、高齢者の生活実態やニーズを把握し、計画に基づいた適正な事業の推進が必要です。

少子高齢化や生活様式の多様化などによって、一人暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域における介護力の低下が懸念されています。住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

高齢者が社会参加や生きがいなどを求めており、地域や社会活動への参加意識が高まっています。こういった高齢者の志向やニーズを踏まえ、活動の機会を提供していくことが望まれます。

<基本方向>

社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりを進めるとともに、医療機関や介護施設、地域団体などとの連携による支援体制の充実強化を図り、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく元気に暮らせるよう支援します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 地域ケア体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■医療、保健、福祉、介護等の関係機関と連携を密にした介護予防支援体制や地域ケア体制の充実、地域包括支援センターを核とした相談窓口の機能強化に努めます。 ■高齢者が自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービスの充実を図ります。 ■介護福祉サービスの内容や地域ケア体制の普及啓発をします。 ■高齢者が安全・安心に生活できるよう、地域で支え合うネットワークシステムの確立を図ります。
(2) 介護保険給付制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ■要介護者になってしまった場合は、訪問介護や通所介護などの居宅系サービス及び老人福祉施設や老人保健施設などの施設系サービスを、それぞれ要介護者の身体的状況と居住環境を考慮しながら、介護サービスが受けられるよう体制の整備と質の強化を図ります。
(3) 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」を踏まえた認知症の予防(早期発見・早期対応含む)、関係機関との連携の強化、認知症ケア人材の育成など、認知症の人やその家族の視点に立った取組を推進します。
(4) 高齢者の積極的な社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の健康増進をめざしたスポーツ、レクリエーションや趣味を生かした文化活動など、生きがいづくり事業を推進します。 ■シルバー人材センター等による高齢者の雇用・就労の場の確保に努めます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 町内会や老人クラブ、婦人会など、地域での仲間づくりやサークル活動など、積極的に参加しましょう。
- ② 自分の健康、体力を維持し、みんなで声をかけ合い誘い合って、一緒に介護予防活動や健康づくりに取り組みましょう。
- ③ 認知症の人が地域で暮らし続けられるように、認知症への理解を深めましょう。
- ④ 介護保険制度の仕組みを知り、介護が必要になった場合に備えましょう。

関連する個別計画

- ◆第8期八郎潟町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
-

<現状と課題>

少子化や核家族化、親の就労形態の多様化などにより子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちの遊び場・体験の不足などにより、家庭や地域の子育て機能・教育力が低下していると言われていています。このような中、社会全体で子ども・子育てを支援する国の「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度からスタートしています。

平成 27 年 3 月に策定した「子ども子育て支援事業計画」では、入園から小学校就学までの教育・保育を一体的に提供する認定こども園の推進を検討することにしておりました。その後、町が提供する教育・保育の機能に関与又は確認、指導監督などができる「公私連携・幼保連携型認定こども園」の開設を目指し、数回に渡り法人と協議を重ね平成 28 年 10 月に合意に至り、令和 2 年 4 月 1 日「公私連携・幼保連携型認定こども園 八郎潟たいようこども園」を開園しました。保護者のニーズや実情に合わせ、延長保育、休日保育、一時預かり保育などのサービスを提供しています。

地域子育て支援センターは、旧八郎潟保育園内に設置していましたが、平成 27 年 5 月からは「えきまえ交流館はちパル」に場所を移し、他市町村からの利用者も増え子育て世帯の交流の場として賑わっています。

学童保育については平成 23 年度から対象を小学生全学年に拡大し、教室も 2 クラスで実施しております。平成 26 年度まで中央児童館で実施し、平成 27 年度から八郎潟町えきまえ交流館はちパルに移して実施おりました。しかしながら、当初想定していた伸び伸びとした環境作りが図られなかったことから、平成 29 年 8 月から中央児童館に戻して実施しております。

児童虐待防止では、児童相談所や福祉事務所の家庭相談員、町内のこども園、小中学校、警察、主任児童委員、町の各関係団体などで構成する「八郎潟町要保護児童対策地域協議会」を設置し、見守りや相談活動につなげていますが、より一層の連携が求められています。

<基本方向>

安心して子どもを産み育てられるまちづくりに向けて、子育て支援体制の充実を図るとともに、家庭・地域・学校・企業・行政が一体となった取り組みを進め、あたたかい目で子どもを見守る地域づくりをめざします。

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた令和元年度策定の「八郎潟町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援体制の質と量の充実を図りながら、総合的な子ども・子育て支援策を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 保育サービスの充実	■午後6時から7時までの延長保育を継続して実施します。休日保育と一時預かり保育については、保護者のニーズとサービス提供事業者の実情を踏まえつつ、検討を重ねます。地域子育て支援センターでは、はちバルでの実施を契機に他市町村の子育て世帯との交流も展開しながら、子育てに関する相談、情報の提供などを引き続き継続します。
(2) 放課後子ども総合プランの推進	■小学生の放課後の生活については、次世代育成支援に関わる放課後子ども総合プランに位置付けた「放課後児童クラブ(学童保育)」及び「放課後子ども教室」の実施を着実に推進します。双方の事業の円滑化に向けては、教育委員会と福祉課の情報交換を行い、ニーズに即した事業展開を図ります。
(3) 児童健全育成の推進	■地域の集会所となっている地域児童館の今後の在り方について、児童遊園も含めより安心して児童が遊ぶことのできる環境の確保に向け、町内会、子ども会などの関係者と慎重な協議を重ねます。全町児童を対象とした中央児童館については、小学校就学日にあつては学童保育との役割の違いを意識しつつも、休日等にあつては児童参加型の各種事業や行事を推進します。またボランティア団体など各種団体と連携し、地域交流・世代間交流を進め、児童の健全育成に努めます。
(4) 児童虐待防止策	■児童虐待については、こども園、小中学校、警察、地域住民等との情報交換を行いながら、併せて要保護児童対策地域協議会や児童相談所など関係機関との連携強化に努めます。また、虐待に至らないよう、普段の子育てに関する相談体制を強化します。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 安心して子育てができるよう、地域全体が協力し合い、あいさつを励行しながら温かい町づくりをめざしましょう。
- ② 児童の健全育成のため、子どもの事故防止、防犯など、地域ぐるみで子育てを支える気持ちを育みましょう。



関連する個別計画

- ◆ 第2期八郎潟町子ども・子育て支援事業計画
-

6 心身障がい(児)者福祉

<現状と課題>

障がい福祉サービスは、平成18年度から「障害者自立支援法」が施行（平成24年6月には「障害者総合支援法」に改称）され、それまでの障がい種別ごとの提供から障がい種別に関係なく提供される共通のサービスに変わりました。障がいを持った人を取り巻く社会情勢や環境は大きく変化していることから、多様な施策展開ときめ細かな支援が必要になっています。

障がいを持った人が豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、多様化するニーズに対応し、地域ぐるみで支え合っていくため関係する機関や団体間の協力体制の整備が求められています。

<基本方向>

障がい(児)者の福祉に関する施策については、「八郎潟町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、総合的、計画的な施策の推進を図っています。今後も、障がい(児)者のニーズや状態に合った適切な支援体制の整備を進め、障がい(児)者が地域社会で安心して自立した生活ができるまちづくりを目指します。また、地域で福祉を担う人材・組織を育み、地域で支え合う福祉の充実を図ります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 生活支援の充実	<p>■生活を支える様々な利用者本位の障がい福祉サービスの提供が可能となるよう、サービスの提供体制の充実を促進します。同時に、適切なサービスへつなぐための相談体制の整備に努め、日常生活給付等の地域生活支援事業の内容を充実します。</p> <p>■各種手当や減免制度などの経済的な支援について、より一層の周知に努めます。</p> <p>■意思疎通の円滑化について引き続き支援するとともに、外出の際に移動が困難な人には、交通費の助成など移動支援の充実に努めます。</p> <p>■地域での活動の場となる公共的建物・施設や道路などのバリアフリー化に取り組むなど、誰もが共通して利用しやすい環境づくりに努めます。</p>
(2) 理解と協力の拡大	<p>■障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーション※の理念に立脚したまちづくりを進めるため、啓発・広報活動の推進やボランティア活動の促進、学校や地域における福祉教育の推進、障がい者と健常者の交流・ふれあいの機会づくりに努めます。</p> <p>■障がい者を身近で支える家族の心身の疲労をいくらかでも軽減できるよう、サポート体制の強化を目指します。</p>
(3) 就労と社会参加の拡大	<p>■障がい者の雇用促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携による相談・情報提供の推進、事業所への啓発等に努めます。</p> <p>■生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をはじめ、日中の活動や就労を支援する日中活動系サービスの提供体制の充実を促進します。</p> <p>■障がいのある人の社会参加の促進、家族の交流を促進するため、既存の当事者団体に対しては補助金の給付を継続するとともに、運営に対する支援に努めます。また、新たな当事者団体が発足した場合も同様に支援します。</p>

<みんなで築くまちづくり>

- ① 住み慣れた地で障がい者が自分らしい生活ができるよう、心のバリアフリーを地域住民みんなで作りに、障がい者への理解を深めましょう。
- ② 障がい者を見守り、いっしょに地域行事に参加しましょう。
- ③ 障がい者の積極的な雇用に努めましょう。

関連する個別計画

◆八郎潟町障害者基本計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

※ ノーマライゼーション:障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々(弱者)が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

7 社会保障

<現状と課題>

国民健康保険については、他の健康保険の加入者に比べて平均年齢が高く、平均所得が低い状況です。自営業者に加え、所得の少ない定年退職後の年金生活者や非正規労働者らが加入対象という構造的な要因によるものです。

保険者として、町民がこれからも安心して医療を受けられるよう、保健事業の推進や保険税の収納率向上等、国保事業の健全な運営に努める必要があります。

後期高齢者医療保険については、「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行によって、平成 20 年 4 月 1 日から始まった後期高齢者医療保険制度です。加入者は、自己負担金額が 1 割（高額所得者は 3 割）負担となり、保険料は他の健康保険と比較し安くなっております。

この制度の運営にあたり、広域連合と町が役割分担を明確にしつつ、相互の連携を密にしながら、現行制度の周知と効率的な運営を図ることが必要であります。

国民年金制度については、年金加入者全体で支えあう仕組みとなっている一方で、年金制度への不安や近年の社会情勢の変化により、年金保険料の未納者が増加傾向にあります。このことから年金制度の啓発を図り理解を深めていくことが重要となります。

<基本方向>

国民健康保険については、平成 30 年度より、国保の運営主体を市町村から都道府県に移管する医療保険制度改革を実施いたしました。各市町村が行っている国民健康保険事業はほとんど変わらないのが現状ですが、これからも進む高齢化や疾病構造の変化に対応し、特に高齢者の医療費の伸びを抑制するため、生活習慣病の一次予防対策や高齢者の生きがいづくり対策を中心とした事業を推進します。今後も地域に密着した国民健康保険事業を展開していきます。

後期高齢者医療保険については、近年の少子高齢化社会において最も重要な制度であり、また、65 歳以上の重度の障がいを持つ方（身体障害者手帳 1 級～3 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級）も加入することができ、福祉医療制度と合わせて高齢者の医療費負担の軽減につなげることを目標にしております。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 国民健康保険制度の推進	■国保データベースシステムを活用した疾病要因などの分析により、保健師とタイアップした健康教育・疾病予防事業を行い、町民の健康づくりを支援する国民健康保険事業を積極的に推進します。
(2) 保険税の収納率向上	■国民健康保険事業の安定運営を担う国民健康保険税の税収確保に努めます。そのため、収納担当課と協力しながら、滞納者への個別徴収など具体的な計画を立て、収納率の維持に努めます。
(3) 健康保険税の算定方法の検討	■税負担の公平性などの観点から国民健康保険税の税率を含めた算定の方法を検討します。
(4) 後期高齢者医療制度の推進	■後期高齢者医療広域連合とタイアップし、医療制度の内容の周知に努めると共に、安定運営推進のため、医療費の適正化に努めます。また、保健事業と介護予防を効率的・効果的に実施するために関連事業を一体的に実施し、高齢者の健康増進と健康寿命延伸を推進します。
(5) 広報活動の充実と周知徹底	■国民健康保険制度並びに後期高齢者医療制度が町民生活に必要不可欠であることをわかりやすく説明し、広報活動の充実に努めます。制度の仕組みや医療費の状況など、わかりやすく具体的にお知らせするために、パンフレット等の配布、広報への記事掲載、インターネットの活用等で町民の理解を深めます。
(6) 福祉医療制度の推進	■福祉医療制度の周知と国保・後期高齢者医療と一体となった保健事業の推進に努めます。また、医療費の適正化対策の強化に努めます。
(7) 健康診査等事業の推進	■年々伸びている医療費を抑制する為にも、疾病の早期発見・早期治療を目的として、今後未受診者への受診勧奨、検診受診後のフォローアップ体制の充実に図ります。
(8) 国民年金制度の啓発	■年金保険料の免除、猶予など年金制度の周知を図るとともに年金相談に適切に対応するため、秋田年金事務所など関係機関と連携し、相談体制を充実します。

<みんなで作るまちづくり>

- ① 健診を受けて、病気の早期発見に努めましょう。
- ② 声をかけあい、各種事業に積極的に参加しましょう
- ③ 制度の仕組みについて理解しましょう。
- ④ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は納期内に納めましょう。

< 成果指標 >

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R1)
(1) 特定健診受診者数	H26	547人	780人	462人
(2) 国民健康保険税収納率	H26	94.54%	100%	95.18%
(3) 後期高齢者医療保険料収納率	H26	100%	100%	99.75%

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 特定健診受診者数	R1	462人	690人
(2) 国民健康保険税収納率	R1	95.18%	100%
(3) 後期高齢者医療保険料収納率	R1	99.75%	100%



第3章 次世代へつなぐ安全・安心なまちづくり

1 交通安全・防犯

<現状と課題>

住み良い安全安心なまちづくりは、日常生活を送るうえで最も重要な基礎となります。その中で、交通安全対策・防犯対策は、本町まちづくりに欠かせない重要施策でもあります。

本町の道路交通網は、秋田自動車道（五城目・八郎潟インター）、国道7号、県道秋田八郎潟線（アクセス）、町道の整備などで、一層交通の利便性が高まる一方で、交通事故対策も急務となります。県内の交通事故件数は、年々減少傾向にあるものの高齢運転者による事故は増加傾向にあり、交通死亡事故では高齢者が半数を占めています。更に交通被害者では、「歩行者・自転車」すなわち交通弱者側の犠牲者が「乗車側」の数を超えて第1位となっていることから、これらを踏まえた交通事故防止対策が必要になります。

また、近年は巧妙な手口による特殊詐欺（オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証詐欺・還付金詐欺）や犯罪の凶悪化・犯罪者の低年齢化・犯罪被害者の低年齢化が大きな問題となっており、更に児童・生徒の登下校時に多発している不審者の声かけ事例など、犯罪の被害に巻き込まれる可能性が高まりつつあります。今後は更に管理されない空き家の増加に伴う犯罪が懸念されることからその対策を講じる必要があります。

<基本方向>

交通安全については、交通事故防止のために関係機関と連携し、地域全体で交通安全運動に取り組み、啓蒙活動を推進します。その対策として、街頭指導・町内巡回指導・広報活動を定期的実施するとともに、幼児・児童・生徒・高齢者（交通弱者）の交通事故防止に努めます。

防犯については、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会構築のために、関係機関と連携しながら地域全体で防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。また、児童・生徒が犯罪の被害者にならないよう通学時間帯のパトロールを強化して安全確保に努めます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 交通安全活動の推進	<p>■ 関係機関・団体との連携体制を強化し、交通安全街頭指導や交通指導車による町内巡回指導を実施して、事故防止啓発に努めます。</p> <p>■ 交通事故から交通弱者を守るため、幼稚園、小・中学校及び老人クラブと連携し、交通安全教室や高齢者交通安全体験型講習会を毎年開催し、事故防止対策を推進します。</p> <p>■ 町内会、関係機関・団体の協力を得ながら交通安全施設の点検、修理を迅速に行います。また、危険箇所への注意喚起看板等の設置を行うなど、事故防止対策を推進します。</p>
(2) 防犯活動の推進	<p>■ 防犯パトロール車による町内パトロールを主に下校時間帯に実施して犯罪未然防止に努めます。</p> <p>■ 町民の防犯意識を高めるため、広報などによる啓発活動や被害情報等の周知を図り、被害防止対策を推進します。</p> <p>■ 関係機関・団体と連携体制を強化し、特殊詐欺の防止運動を展開するなど、被害防止対策を推進します。また、被害者への相談窓口体制を整備します。</p> <p>■ 空き家等対策の推進に関する特別措置法、空き家等の適正管理に関する条例に基づく適正管理を講じるとともに空き家等の有効活用を含めた対策を推進します。</p>
(3) 組織の育成と強化	<p>■ 交通指導隊・交通安全協会・防犯協会等関係団体の育成と活動支援を行い、安全安心なまちづくりを推進します。</p>

<みんなで築くまちづくり>

- ① 一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- ② 交通弱者を守るため、運転マナーを守りましょう。
- ③ 安全安心な住み良いまちづくりを築くため、交通安全活動、防犯活動に参加・協力しましょう。各町内会活動やまちづくり活動に積極的に参加し、地域のつながりをつくりましょう。

< 成果指標 >

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R1)
(1) 崩壊のおそれがある危険空き家解体の推進(危険空き家戸数の減)	H26	15戸	12戸	10戸

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 崩壊のおそれがある危険空き家解体の推進(危険空き家戸数の減)	R1	10戸	7戸



2 消防・防災

<現状と課題>

環境の変化に伴い多様化・大規模化する自然災害や火災から町民の生命及び財産を守り、安心して暮らすためには、火災の未然防止対策や有事の際の対応に万全の体制を整える必要があります。

本町における防災の総合的な計画である「地域防災計画」に基づき、防災行政無線、J-ALERT[※]など災害情報の町民への迅速な情報伝達手段の構築、防火水槽・消火栓、防災資機材等を整備し、火災や地震及び近年、温暖化により進む気候変動で大きな被害をもたらしている風水害などあらゆる災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

また、今後は災害の軽減を図るために、「自助」・「共助」・「公助」の連携が重要です。これを実現するためには、地域の自主防災組織の育成・防災意識の高揚に努め、町民参加による防災対策の推進を図ることが必要となります。

消防団は地域において身近な存在であり、防火活動、風水害等の災害防護活動など、町民の安全・安心の確保のために果たす役割は大きいものがあります。

しかし、社会環境の変化によって、消防団員の高齢化や減少・昼時間帯の災害時対応団員の確保、消防団資機材・詰所老朽化等様々な課題を抱えており、これらの対策を講ずる必要があります。

防災行政無線設備にしても、本町の防災行政無線のデジタル化から、10年以上の年数が経過し老朽化が進んでいる事から、有事の際に情報発信出来ない事が無いように無線子局及び防災行政無線蓄電装置の更新が必要になっております。そのためには、多額な予算が必要となるため、設備の更新についても大きな課題の一つであります。

[※] J-ALERT(ジェイ・アラート): 全国瞬時警報システムの略。津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民へ緊急情報を直接そして瞬時に伝達するシステム。

<基本方向>

防災対策では、「地域防災計画」に基づき、予想される災害などに迅速に対応するためのマニュアルの策定や防災資機材の整備及び防災用品の備蓄を進めるなど有事の際の対応に万全の体制を整えます。

また、町民への防災思想の普及啓発や防災訓練を実施するなど、災害活動体制の強化に努め、自主防災組織づくりや消防団員の確保を推進し、地域が一体となった防災体制づくりを進めます。

このほか、災害時に高齢者や障がい者などの安否確認ができるよう、災害時要援護者の把握に努め、関係機関と連携した防災対策を進めます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 防災設備の強化	■災害に強く、安心して住めるまちづくりを進めるため、防火水槽や消火栓などの消防施設・設備や災害時資機材等の整備を図ります。
(2) 防災対策の強化	■国・県・近隣市町村などと連携を密にし、危機管理体制の強化を図るとともに、緊急時の情報伝達手段の確保・強化や災害時要援護者の把握を行います。また、看板設置等を行うことで避難体制の確保・啓発に努めるなど様々な角度から防災対策に取り組みます。
(3) 防災組織の育成・強化	■自主防災組織の育成や町民の防災意識の高揚のために防災訓練や講習会の開催を推進します。
(4) 消防団組織の育成・強化	■地域の消防組織としての消防団の強化が図られるよう、消防団員の訓練教育の充実と新規消防団員の確保に努め、機能別消防団員 [※] 制度の導入を検討します。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 日頃から、地域の避難場所や高齢者世帯などに目を配りましょう
- ② 自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や、防災訓練等に参加し、災害に備えましょう
- ③ 自主防災組織の組織化を進めましょう。

※ 機能別消防団員：屋間の火災や大規模災害時等の特定の任務に限り従事する消防団員。

< 成果指標 >

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R2)
(1) 消防団員数の維持	H27	79人	79人	68人
(2) 防火水槽設置数の拡充	H27	76基	77基	77基
(3) 消防積載車の更新	H27	—	7台	7台

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 消防団員数の維持	R2	68人	75人
(2) 防火水槽設置数の拡充	R2	77基	80基
(3) 消防積載車の更新	R2	7台	—
(4) 防災行政無線子局の更新	R2	1台	15台



関連する個別計画

◆ 町地域防災計画

<現状と課題>

町営住宅は、現在6団地117戸を管理しておりますが、そのうちの55戸が築後30年を経過しています。さらに5年後には約7割の81戸にまで達し、なお一層老朽化が進むことから改修や修繕などを計画的に推進し、良好な状態で使用できるよう適正な管理をしていく必要があります。

また、人口減少及び少子高齢化等の社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に対応する必要があるため、「公営住宅等長寿命化計画」に沿った整備が求められています。

民間の住宅については、少子高齢化や核家族化の進行により、町民の住まいに関する意識が変化しているとともに老朽化に伴う改修や建替が必要な住宅が増加しております。そのため、長期にわたって快適に住み続けられ、耐震性や安全性に配慮された住宅が求められています。

また、人口減少や既存建築物の老朽化等に伴い、適切な管理がされないまま放置されている空き家が増加しており、倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、必要な措置を適切に講じていく必要があります。

<基本方向>

老朽化した町営住宅の適正な管理を図り、地域の住宅需要を見通して用途廃止や団地の再編等を進めます。

また、誰もが安全・安心に生活ができるよう良質な住まいづくりを促進するため、町民や民間事業者に向けた情報発信及び誘導に努めるとともに、住環境を阻害する空き家の有効活用及び除却を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 町営住宅の適正管理の推進	<p>■町営住宅の築年数や住宅需要を見通し、個々の住宅において維持保全、個別改善、用途廃止・解体等の方向性について検討し、適正な町営住宅のストック数を確保します。</p> <p>■入居者の安全確保を基本とした改善を進めるとともに、計画的な修繕による長寿命化等による居住性向上を図ります。</p>
(2) 安全安心住まい推進事業	<p>■住宅の耐久性向上等、総合的な支援への取り組みとして、町民が安全・安心で快適な生活が営めるよう、木造住宅耐震改修等補助事業や住宅リフォーム支援事業等により、居住環境の質の向上を推進します。</p>
(3) 空き家対策事業	<p>■空きやバンクの利用等により、空き家の有効活用を図るとともに、危険な空き家の撤去について所有者に助言を周知し、住環境の悪化を未然に防止します。</p>

<みんなで築くまちづくり>

- ① 居住環境の向上や安全性を高める改修を行いましょう。
- ② 適切な空き家管理に努めましよう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R2)	前期実績値(R2)
(1) 町営住宅の整備戸数	H27	－戸	16戸	16戸
(2) 安全安心住まい推進事業の助成戸数	H27	－戸	10戸	7戸
(3) 空き家対策事業の対象戸数	H27	－戸	3戸	4戸

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)
(1) 安全安心住まい推進事業の助成戸数	R2	7戸	24戸
(2) 空き家バンクの利用件数	R2	1件	4件
(3) 危険空き家解体費補助戸数	R2	4戸	7戸

関連する個別計画

- ◆地域住宅計画

4 上水道・生活排水処理

<現状と課題>

上水道・生活排水処理施設は、健康で快適な町民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町の水道事業は昭和 33 年に地下水を水源として創設され、昭和 40 年に、旧一日市簡易水道と旧面潟簡易水道を統合し、地方公営企業法を適用しました。

昭和 50 年には、馬場目川表流水を水源とする急速ろ過法式による浄水場を新設。平成 21 年にアオコ対策として、高度浄水処理施設を付加する変更事業を行い、現在に至っております。

上水道については、人口減少による水需要の減、施設の老朽化による経営基盤の強化が全国的な課題となっており、事務の共同化、施設の共同利用等について秋田県が主導する広域連携作業部会で調査・検討が進められております。

生活排水については、河川などの水質改善や生活環境の向上を図るため、公共下水道により処理しておりますが、公共下水道処理区域外の地域については、合併浄化槽の整備促進を図り適切な排水処理を行っていく必要があります。

また、今後は人口減少が進み料金収入の増加が見込まれない中で、老朽化した施設の更新に多額の費用を要することから効率的な整備計画の検討とともに、将来にわたって持続的な経営を確保する必要があることから、公営企業法を適用して的確に経営状況を把握するため、令和 5 年度の公営企業会計への移行に向けて着実に移行作業を進めていく必要があります。

■ 上水道の推移 ■

○水道普及率：99.8%

(単位:人, m³)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
給水人口	6,156	6,073	5,939	5,826	5,701
給水戸数	2,646	2,642	2,627	2,598	2,576
年間総配水量	843,172	860,443	804,895	763,759	731,833
一日最大配水量	2,735	2,700	2,786	2,501	2,387
一日平均配水量	1,744	2,357	2,205	2,092	2,000

「決算統計資料」より

■ 下水道の推移 ■

〈下水道整備計画〉

○目標年度：令和7年度

○計画区域内面積：295.00ha

○計画人口：5,460人

(単位：ha、人、%)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公 共 下 水 道	処理区域面積	283	283	283	283	283
	処理区域内人口	6,072	5,990	5,878	5,772	5,639
	水洗便所設置済人口	5,512	5,417	5,415	5,335	5,203
	水洗化率	91	91	92	92	92

〈基本方向〉

上水道事業については、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、老朽化が進んだ水道施設の計画的な整備を進め、給水機能の維持・向上を図ります。

また、事務事業の合理化・効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

生活排水処理については、環境保全と生活環境の向上を目指し水洗化率の向上を図るとともに、汚水処理施設の適切な維持管理を進め、経営の安定化を目指します。

〈主要施策〉

施策の名称	施策の内容
(1) 老朽化施設更新計画の推進	<p>■稼働から45年を経過した浄水施設(浄水設備・場内配管・葉注設備)を更新し、長寿命化を図ります。</p> <p>■耐用年数を経過した高度浄水設備を更新し、長寿命化を図ります。</p>
(2) 送水・配水管の耐震化推進	<p>■耐震強度が低い石綿管を使用した送水管・配水管を更新し、耐震化を図ります。</p>
(3) 水洗化普及推進事業の推進	<p>■汲み取り便所の水洗化に伴う改造資金融資あっせん利子補給補助金や合併浄化槽設置整備事業費補助金の活用を推進し、水洗化の普及促進を図ります。</p>
(4) 下水道ストックマネジメントの推進	<p>■長期的な視点で施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付けて施設の点検・調査、修繕・改善を計画的に実施し、施設全体の最適化を推進します。</p>

<みんなで築くまちづくり>

- ① 水道利用者として水道について考えてみましょう。
- ② 水環境保全に関する意識を高め、下水道に接続しましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R1orR2)
(1) 老朽化施設更新計画の更新率	H27	－%	50%	66%
(2) 送水・配水管の耐震化延長	H27	0.4km	3.5km	3.0km
(3) 老朽化した下水道施設の更新率	H27	－%	30%	0%
(4) 水洗化率(水洗化普及推進事業)	H27	90%	95%	92%

後期

成果指標の名称	現状値 の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 老朽化施設更新計画の更新率	R2	66%	100%
(2) 送水・配水管の耐震化延長	R2	3.0km	4.5km
(3) 水洗化率(水洗化普及推進事業)	R1	92%	95%

関連する個別計画

- ◆八郎潟町地域水道ビジョン
-
-

5 交通体系

<現状と課題>

道路交通網は産業や日常生活の活動を支える最も身近な社会資本であり、豊かな生活と活力ある地域社会の形成に欠く事のできない社会基盤です。

本町の道路交通網は、一般県道三倉鼻五城目線（一日市商店街）を主軸とし、国道7号・秋田自動車道・主要地方道秋田八郎潟線・一般県道道村大川線及び真坂五城目線と各地域を結ぶ生活道路である町道により形成されています。

幹線道路は、今後も社会経済情勢や町民ニーズに対応して、町民が安心して快適に利用できるよう配慮するとともに、国や県と連携しながら整備していく必要があります。

町道整備については、これまで計画的に道路整備を進めてきました。今後も、緊急時の対応に不安が懸念される狭隘な道路の拡幅や経年劣化により破損した舗装・側溝等の補修を計画的・効果的に進める必要があります。

また、冬期間の迅速な除排雪による道路交通の確保や高齢者世帯の間口除雪など、きめ細かな対応が求められております。

<基本方向>

国県道や主要道路については、関係機関と連携しながら交通・物流拠点や主要観光地へのアクセス強化を図ります。

町道については、地域の実情に合わせた道路整備を行い、狭隘な生活道路の拡幅や行き止まり道路の解消を地域住民の協力を得ながら計画的に進めます。

また、冬期間の迅速かつ効率的な除排雪作業を行うため、総合的な除排雪体制の構築を進めます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 国・県道の整備促進	■社会経済情勢や町民ニーズに対応するため、関係機関へ積極的に要望します。
(2) 町道の整備	■町内における狭隘道路の拡幅・舗装等老朽化した道路施設の補修をし、安全・安心な交通の確保を行います。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 環境美化のため、道路清掃に協力しましょう。
- ② 冬期間の除排雪作業に協力しましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値 の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R2)
(1) 狹隘道路の拡幅延長	H27	360m	890m	900m
(2) 橋梁の長寿命化対策数	H27	2橋	7橋	6橋

後期

成果指標の名称	現状値 の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 狹隘道路の拡幅延長	R2	900m	1,130m
(2) 橋梁の長寿命化対策数	R2	6橋	7橋

関連する個別計画

- ◆社会資本総合整備計画
 - ◆橋梁長寿命化修繕計画
-
-

6 循環型社会

<現状と課題>

近年、地球規模で影響を及ぼす様々な環境問題が生じていることから、限りある資源を有効活用しながら、地球にやさしい循環型社会を目指し、ごみの資源化に取り組んでいます。

本町では、ごみ処理対策として、ごみの減量・再使用・再生利用の3R※を推進し、ごみ処理量の減量化とともに、資源化に取り組んでいます。

今後ごみの減量化や資源化を図りながら、地球温暖化対策に向けた省エネルギー化の推進や環境美化に向けた不法投棄対策についても啓発・啓蒙活動を行い、町民自らの役割や責任を促して、循環型社会の形成と地球温暖化防止対策を推進してまいります。

■ごみ収集量調べ■

(単位：t)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
可燃ごみ	1361.08	1325.96	1320.25	1311.88	1332.85	
不燃ごみ	42.91	36.63	39.48	39.95	42.13	
資源ごみ	缶	14.57	14.28	13.27	13.24	13.03
	びん	40.85	38.43	37.06	36.80	35.02
	ペットボトル	11.73	11.47	11.06	11.03	11.08
古紙類	177.12	152.88	155.5	145.21	135.54	
合計	1648.26	1579.65	1576.62	1558.11	1569.65	

「クリーンセンターごみ処理実績等」より（八郎潟町分）

<基本方向>

循環型社会形成のために、分別収集の強化によるごみの減量化やリサイクル化を引き続き推進します。

また、地球温暖化対策として公共施設等の省エネルギー化に努めるとともに町民への啓発活動を推進します。

※ 3R：(リデュース)使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。(リユース)使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。(リサイクル)再使用ができずまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) ごみの減量化の推進	■生ごみの水切りによる軽量化や堆肥化、廃食用油の回収事業について、さらなる普及啓蒙を推進し、ごみの減量化を図ります。
(2) ごみの分別の徹底とリサイクル化の推進	■ごみの減量・再利用・再生利用の3Rのライフスタイルを推進し、町民の役割や責任を促して、ごみの分別の徹底とリサイクル化の推進を図ります。
(3) 地球温暖化対策に向けた省エネルギー化の推進	■町全体で地球温暖化対策に取り組むため、省エネルギー化を推進し、町民への普及啓蒙を行うとともに、公共施設等の省エネルギー化や節電、電気自動車の導入など、経費削減とともに行政が率先して取り組みます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 3Rのライフスタイルのもと、ごみの減量・分別やリサイクルに努めましょう。
- ② 節電や節水など、身近なところから地球温暖化防止に向けた省エネに努めましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	前期実績値(R1)
(1) 町民1人あたりのごみ排出量	H26	268.49kg	255kg	268.49kg
(2) 資源ごみ還元事業によるごみ回収量	H26	265.55t	292.10t	194.67t

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)
(1) 町民1人あたりのごみ排出量	R1	268.49kg	255kg
(2) 資源ごみ還元事業によるごみ回収量	R1	194.67t	214.13t

7 生活環境保全

<現状と課題>

平成 20 年から八郎湖に係る湖沼水質保全計画が実行されており、現在は第 3 期が策定されています。

水質改善には長期間要することから、平成 21 年度からは、馬場目川河口にアオコ遡上防止対策としてシルトフェンスを設置し、浄水場取水口への流入防止や町内への悪臭防止に努めています。

一般廃棄物最終処分場については、ごみの減量化を推進しながら埋め立て期間の延命化を図るとともに、地下水・放流水の水質調査を実施して適正管理に努めています。

また、八郎湖周辺清掃事務組合及び湖東地区行政一部事務組合（斎場含む）については、構成市町村と連携を図りながら、今後も施設の健全運営に努めてまいります。施設の老朽化と公共下水道の普及に伴うし尿処理量減少の課題が残る八郎潟町・井川町衛生処理施設組合の今後の運営については、広域的な処理等も視野に入れた検討が必要です。

■し尿処理量調べ■

(単位：k1)

区 分	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
し 尿	325	293	287	276	244
浄化槽汚泥	125	128	122	120	139
合 計	450	421	409	396	383
処理残渣排出量(t)	20	17	14	19	18

「湖水苑決算資料」より（八郎潟町分）

<基本方向>

八郎湖の水質改善のため、八郎湖に係る湖沼水質保全計画に基づく施策を県及び八郎湖周辺の関係市町村と連携して水質・環境保全対策を推進するとともに、馬場目川のアオコの発生状況や水質を監視し、アオコ遡上防止のシルトフェンスの迅速な設置に努めます。

八郎潟町・井川町衛生処理施設組合のし尿処理施設湖水苑については、下水道の普及に伴い処理量が年々減少しておりますが、平成 30 年 4 月より五城目町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理を受託しております。老朽化に伴う施設の改修も懸念されるため、今後の排出量を見極めながら改修における費用対効果の検証や広域的な処理等についても両町で検討してまいります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 八郎湖水質改善対策の推進	■下水道の接続率の向上や農地からの濁水流出防止など、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に基づく対策や八郎湖クリーンアップ作戦など、町民の協力を得ながら水質改善に努めます。
(2) アオコ遡上の防止対策	■水質・環境保全を推進しながら、上水道取水口への流入防止と町内の悪臭防止のため、アオコの発生状況を監視しながら、シルトフェンスの迅速な設置に努めます。
(3) 一部事務組合(し尿処理施設)の健全運営	■今後のし尿排出量を見極めながら、改修の費用対効果や広域的な統合等も見据えつつ健全な運営に努めます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 八郎湖や河川を汚さないよう水質・環境保全に努めましょう。
- ② 公共下水道へ接続し、生活雑排水を河川へ流さないようにしましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)	前期実績値(R1)
(1) 八郎湖クリーンアップ作戦の参加者	H27	579人	640人	454人
(2) 八郎湖の水質保全に伴う下水道水洗化率	H26	90%	95%	92%

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)
(1) 八郎湖クリーンアップ作戦の参加者	R1	454人	500人
(2) 八郎湖の水質保全に伴う下水道水洗化率	R1	92%	95%

関連する個別計画

- ◆八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)
-

第4章 にぎわいと活力あふれるまちづくり

1 農林漁業

<現状と課題>

本町において、農業は重要な基幹産業と位置づけられているものの、収益性や作業コストの状況から農家離れが進行し、さらには少子高齢化によって、農業の担い手が不足しています。また、農業従事者の高齢化も相まって今後は耕作放棄地が増加するものと思われ、農地の集積や生産性の高い農業を目指した新たな農業振興が求められています。

漁業については、残存湖での操業が主ですが、高齢化や漁獲量の減少による低い漁業所得などが要因となり、漁業従事者は年々減少している状況にあります。また、林業については、林業を主としている業者及び個人はおりませんが、森林は地球温暖化防止や水源涵養機能など多面的な機能を有するため適切な管理が必要となります。

<基本方向>

活力ある農林漁業の実現のため、農業における農地中間管理機構を利用した農地の集積・集約、米以外の作目の生産物の販路拡大、生産力向上のための農業生産法人化の推進、減農薬農業などによるブランド化、既存作物の加工による付加価値の創出などによる競争力の強い魅力的な農業を目指します。

また、各産業において意欲のある担い手の研修制度や農作業体験などを含めた多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、新たな特産品開発の取り組みを推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 担い手の確保育成の推進	■新規就農者等を対象にした研修を活用し、担い手の確保育成を推進します。
(2) 特産品の研究開発の促進	■JA あきた湖東等と連携しながら、地場産品を使用した特産品の開発を促進します。
(3) 生産物の販路拡大の促進	■商店街の空き店舗や既存商店を活用し、はちパル等での販売を促進します。 ■地元産の食材を使用した地産地消を推進します。
(4) ブランド化による需要喚起と販路網の拡大	■地場物産のブランド化を目指すとともに、関東地区ふるさと会やふるさと納税返礼品などを活用し、販路網の拡大を図ります。
(5) 農業の生産性向上	■農地中間管理事業による集積化・集約化、農業生産法人化を推進します。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 知識と知恵を出し合い、地場産品の生産性を高めましょう。
- ② 農業生産法人化に取り組みましょう。



< 成果指標 >

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R2)
(1) 転作田の有効利活用による出荷数量	H26	－ha	150ha	106.8ha
(2) 特産品や新商品の開発	H26	－件	5件	1件
(3) 農地集積化の推進	H26	20人	50人	123人
(4) 支援組織の構築	H26	－件	1件	1件

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 転作田の有効利活用による出荷数量	R2	106.8ha	150ha
(2) 特産品や新商品の開発	R2	1件	5件
(3) 農地集積化の推進	R2	123人	200人
(4) 支援組織の構築	R2	1件	H29年度達成終了



関連する個別計画

- ◆ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
-

2 商工業

<現状と課題>

本町の商業は、人口減少における消費者の減少、多様化する消費者ニーズと周辺市町村の大型商業施設等への購買力の流出が進み、経営者の高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は厳しさを増しています。

商業経営の近代化に向けて、商工会の主導により研修会等を重ね、地域商業者としての意識高揚を図るとともに、地元消費の拡大を図るため、商店街活性化事業を進めています。

地元の商店は、地域の商業を支えるうえでその役割は重要であり、地元商店の活性化は町の活性化につながります。今後も商工会など関係団体と協力し、さらなる振興に努める必要があります。

工業においては、誘致企業の2社が操業をしていますが、今後は各企業の特徴を活かし、他の分野との連携を図るなどして、さらなる発展が望まれています。

一方で、長引く景気の低迷や産業構造の転換により、中小企業は依然として厳しい状況にあります。工業の振興は、町民の雇用確保とともに安定した税収の確保につながるため、引き続き、中小企業に対する支援が求められています。

<基本方向>

活力あるまちを目指し、商工会や関係機関と連携して商工業の活性化や町民の消費活動の利便性の向上に努めるとともに、商店街や中小企業への支援を行い、経営の安定化を図ります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 商店街の魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> ■ 品質・価格・利便性の向上の支援を行い、商店街の魅力を向上させる体制づくりを図ります。 ■ 起業者による店舗出店や既存商店のリフォームに支援を行い、商店街の魅力向上に努めます。 ■ 起業者や若手後継者による商店経営安定のため支援を行います。
(2) はちパルと商店街の融合支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ はちパルの機能を強化し商店街の魅力を高める支援をします。
(3) 製造業・建設業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存企業の規模拡大支援、異業種への進出応援、既存店との提携強化を図り、商工業力の向上を図ります。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 空き店舗などを利用して、商店街の魅力を高めましょう。
- ② 楽しい商店街企画に取り組みましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R2)	前期実績値(R2)
(1) 既存商店のリフォームや空き店舗を活用して行う事業の件数	H26	一件	5件	5件
(2) 支援組織の構築	H26	一団体	1団体	1団体

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)
(1) 既存商店のリフォームや空き店舗を活用して行う事業の件数	R2	5件	10件
(2) 支援組織の構築	R2	1団体	H29年度達成終了
(3) 後継者の支援	R2	3件	4件

3 観光

<現状と課題>

本町では、伝統民俗芸能である「一日市盆踊り」や「願人踊」が、秋田県指定無形民俗文化財に指定され、地域の歴史・文化の有力な観光資源となっています。

本町の恵まれた交通体系は、誘客に適した立脚地となっています。周辺市町村の観光資源との連携を図り、観光拠点をつないだ一体的な観光振興を図っていく必要があります。また、高岳地域の自然環境には、県外からの観光客が増加傾向にあり、NPO法人浦城の歴史を伝える会が整備に取り組んでいる浦城跡や地域振興協議会が実施している田んぼアートが新たな観光資源として注目されており、自然・歴史・産業といった多様な観光資源との連携が求められています。

<基本方向>

本町の歴史・文化・自然といった特性を新たな観光資源として磨きあげ、多様な観光資源との連携を図ることにより、産業観光の強化を図ります。

また、「一日市盆踊り」や「願人踊」などの観光資源や特産品などについて、時節に応じた旬の情報を発信するほか、多様な観光資源を組み合わせた体験・滞在型などの観光に取り組み、町全体で観光客をもてなす機運を高め、再び訪れたい地域となるような新たな観光振興を推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 他市町村との広域連携	■町の魅力と観光資源の情報発信のため、周辺地域と連携を図ります。
(2) 情報発信の強化	■一日市盆踊りや願人踊、浦城跡、文人墨客の足跡、食文化、などの掘り下げを図ります。 ■近隣市町村と、祭り・イベント・花見や紅葉、旬の食材、旬の郷土料理などの共同発信に努めます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 観光できるしくみづくりに取り組みましょう
- ② 町の歴史や文化、自然を掘り下げ、情報発信を強化しましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R2)	前期実績値(R2)
(1) 町に宿泊した観光客数	H27	一人	120人	0人
(2) 空き家の利活用件数	H27	一件	3件	1件

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)
(1) 町に宿泊した観光客数	R2	0人	令和2年度終了
(2) 周辺市町村との広域連携	R2	一件	1件



4 雇用

<現状と課題>

わが国の経済状況は、緩やかな景気回復傾向にあります。しかし、少子高齢化の進行や雇用形態の多様化などにより、本町の雇用状況は依然厳しい状況にあります。

また、これまでも企業誘致を進めてきましたが、本町への新規企業の誘致は困難な状況にあります。そのため、個性ある起業の支援を行い雇用や就労機会の創出につなげていくことが重要です。

<基本方向>

若年層やAターン者の地元就労の促進に向け、商工会との連携のもと起業に関する情報提供や相談・支援制度の整備を図ります。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 若者の起業支援	■ 起業のための融資の相談制度、有識者によるアドバイス制度、町民の支援制度の整備を進めます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 町で安心して働く環境づくりのための制度を利用しましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R2)	前期実績値(R2)
(1) 若者の起業件数	H27	一件	3件	10件
(2) 子どもたちへの商工業の体験学習	H27	一件	3件	0件

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)
(1) 若者の起業件数	R2	10件	15件
(2) 子どもたちへの商工業の体験学習	R2	0件	令和2年度終了
(3) 雇用促進奨励金の利用件数	R2	一件	2件

第5章 ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり

1 学校教育

<現状と課題>

令和2年度4月から小・中併設校（小学校1校と中学校1校が1つの校舎内で学ぶ）として、新しいスタイルの学校がスタートしております。同じくして幼稚園と保育園を一体化した公私連携幼保連携型認定こども園も開設しました。ほかに、学校給食調理場は令和元年2月から開設・稼働しております。

本町の児童・生徒数は年々減少傾向にあり、令和4年度からは小学校と中学校それぞれ各学年の普通学級が1クラスずつになります。

中学校教職員定数が学級数に応じて減少することから、全教科にわたっての免許保持者を確保することのできない現実がすぐそこまできております。教科指導あるいは部活動指導に工夫された学校運営が求められるとともに、今までとは違った対応が必要になります。

<基本方向>

小・中学校職員が総力をあげて知恵を出し合い、併設校を運営する態勢を整えます。

本町の児童・生徒には、文武両道の精神を培い、義務教育の最終段階で、「実践力のある子供」に育ってくれることを願い、新学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点)[※]の実現に向けた知・徳・体にわたる生きる力を育むために、どのように学んで何ができるようになるか、などの学び方を身に付け、郷土を愛する心を培って、自分ができることを実践し、地域興しなどに積極的にかかわり、住みよい町づくりに貢献できる人材に育つよう手立てを講じてまいります。

八郎潟町学校評価システムを運用し、小学校、中学校に共通する目標を提示します。小・中連携教育を推進するとともに、こども園も小学校との円滑な接続を図ります。学校は、共通目標具現のため、児童・生徒の実態に応じた具体的な実践事項を設定し、1年間を P(Plan 目標の設定) D(Do 実践) C1(Check

[※] 主観的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニングの視点):課題を見つけ、解決に向けて探求し、成果を表現するまでの過程を、学ぶ側が主体的に行う学習方法

実施状況の点検) A(Action 改善方策の実践) C 2 (Check 評価)サイクルで進めます。

また、「八郎潟町いじめ防止等のための基本方針」の下に、いじめの根絶を目指します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 知・徳・体を身に付けた「実践力のある子供」の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■規範意識を培い、基本的な生活習慣の育成を図ります。 ■園と小、小と中との接続の在り方や連携教育を研究・推進します。 ■互いの人格を認め合い、協力し合う「楽しい学校」・「住みよい学校」の構築に努めます。 ■学校・家庭・地域社会との連携を推進し、学校運営協議会を立ち上げ、開かれた学校づくりと「キャリア教育」を推進します。 ■伝統芸能の継承と体験活動を重視した「ふるさと教育」を推進します。 ■ALT(外国語指導助手)や英語活動サポーターを活用し、英語教育の充実を図ります。 ■あいさつ励行運動を推進します。 ■フッ素洗口を実施し、健康寿命の延伸に努めます。
(2) インクルーシブ教育 ※の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援生活サポーターの配置を図ります。
(3) 不審者侵入・いじめ防止等に対する危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> ■園・小中学校の周囲に防犯カメラ等の設置を推進します。 ■いじめ防止対策協議会及び第三者委員会の設置に努めます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 子供の基本的習慣や公衆マナーなどのしつけは、家庭が主体的に責任を持って行いましょう。
- ② 親子の対話を大事にして、思いやりや気配りのある子供を育てましょう。
- ③ P T A活動を通じて保護者と教職員との交流を図り、学校運営の充実に向けて支援しましょう。

※ インクルーシブ教育：障害のある者となない者が共に学ぶことを目指す教育。

< 成果指標 >

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R2)
(1) 小・中学校の接続の在り方の研究	H27	60%	70%	75%
(2) 連携教育の内容・回数の拡大	H27	25件	30件	28件

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 小・中学校の接続の在り方の研究	R2	75%	90%
(2) 連携教育の内容・回数の拡大	R2	28件	30件



関連する個別計画

- ◆ 八郎潟町教育行政基本方針
-

2 社会教育

<現状と課題>

町民各自のライフスタイルに合わせて実践されている生きがいとなる活動は、少子高齢化が進む社会構造の変化に伴い、活動を担う各種団体での人材不足を危惧する心配がでてきております。

本町では、多様な学習要求や生活に密着した学習に対応するため、各種講座や教室を始め、研修会や講演会などの社会教育活動を展開してきていますが、今後は、多様なニーズに対応するための生涯学習プログラムの確立が迫られております。

スマートフォン等の普及によるLINE(ライン)[※]トラブルの増加への対応として、保護者をも含めた研修が必須になっております。

願人踊や一日市盆踊りなどの伝統文化の継承については、一日市郷土芸術研究会が中心となり伝えていますが、文化財については、町民の大部分の方々が理解できていないのが現状です。

平成27年5月にオープンした町立図書館の運営については、順調に進められておりますが、公民館施設(農村環境改善センター)の老朽化が進んでおります。

<基本方向>

町民が自ら学び、知識や技術を習得し、生涯にわたって学んだ成果を生かし、生きがいを得ることができれば、という思いから、公民館を社会教育の拠点として「町づくり・人づくり」のための各種事業を推進します。

「ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり」の実現に向け、豊かな人間性の育みと児童・生徒に命の「大切さや思いやりの心」を培う方策の一つとして、本町がもっている豊かな環境や人材をより効果的に機能させるため、学校運営協議会(コミュニティスクール)を立ち上げます。地域との連携・融合に努め、知識や特技を活かした指導をもとに特色ある教育活動を実践します。

[※] LINE(ライン):メッセージのやりとりや通話が無料で楽しめるコミュニケーションの手段。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 学習機会の充実	<p>■事業を町民同士の自主的なものとするため、講座や教室を開催する際には、事業の内容や運営に町民の意向が反映できるように努めるとともに、参加者一人ひとりが自らを磨き、人生を豊かにする場や機会の拡大に努めます。</p>
(2) 家庭教育への支援	<p>■社会環境の変化に伴って生ずる家庭教育や青少年の課題に対応するため、地域の教育力を活かした家庭教育支援を図るとともに、青少年の社会参加活動を促進し、思いやりのある健康でたくましい青少年の育成に努めます。</p> <p>■地域社会が子どもや学校に積極的にかかわり、地域全体で次代を担う子どもたちに支援できる体制を整えます。</p>
(3) 芸術文化の振興	<p>■豊かな感性や創造力を育成するため、優れた芸術文化に触れる機会の拡充に努めます。</p> <p>■芸術文化活動は、町芸術文化協会が中心となって創作活動や発表会などを開催しております。今後も地域に根付いた芸術文化活動が活発に行われるように支援し、文化を支える人材の育成、地域における芸術文化の振興を推進します。</p>
(4) 文化財の保護と継承	<p>■本町には県指定文化財が2件(うち国指定に働きかけている文化財が1件)、町指定文化財が5件あります。文化財の保護と継承は、町の歴史や文化を正しく理解し伝えるために大切です。文化財の保存と民俗芸能の後継者育成に努め、貴重な町の文化遺産を後世に正しく引き継ぐことに努めます。</p>
(5) 町立図書館(はちパル)の充実	<p>■町民一人ひとりの豊かな教養と文化の向上に資するため、町民の生活に役立つ書籍・資料の整備や学習機会、イベント等の提供に努め、図書館サービスの推進と利用増に努めます。</p>
(6) 公民館(農村環境改善センター)の施設・設備の充実	<p>■農村環境改善センターは多くの方々からの利用をいただいております。R2年度に冷暖房機の交換は終わりましたが、音響設備、舞台照明や外壁の修理を年次計画で進めます。</p>

<みんなで築くまちづくり>

- ① 地域行事に積極的に参加し、地域の絆を深めましょう。
- ② 家族や近隣住民とコミュニケーションを図り、助け合いの精神を深めましょう。

< 成果指標 >

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R2)
(1) 学社融合 *人材の発掘	H27	60人	100人	70人
(2) 優れた芸術鑑賞機会の拡大	H27	1件	2件	1件

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) 学社融合 *人材の発掘	R2	70人	100人
(2) 優れた芸術鑑賞機会の拡大	R2	1件	2件



関連する個別計画

◆ 八郎潟町教育行政基本方針

※ 学社融合: 学校と地域社会が一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方。

3 社会体育

<現状と課題>

スポーツを生活の中に取り入れることは、体力の向上や心身の健康と保持増進につながります。また、スポーツ少年団や中学校部活動、高校生や一般の方々の全国的な活躍は、私たち町民に多くの夢と感動を与えております。

中羽立運動公園にある各種体育施設は、年間を通じて町内外から多くの利用がありますが、体育施設の老朽化が進んでいます。

町体育協会主催のスポーツフェスティバルは、町民が各種スポーツに触れ、スポーツの楽しさと体力の増進に大きな役割を担っています。

スポーツ少年団及び中学校部活動外部指導者の確保、並びに少子化に伴う団員・部員の確保と運営が大きな課題となってきました。

<基本方向>

オリンピック記念会館を本町の生涯スポーツ・コミュニティスポーツの拠点と位置づけ、町民が健康で豊かな生活を実現し、さらに日常生活に定着できるような施策を展開します。ほかに、保健課・福祉課と連携して健康寿命延伸を目指した施策の展開を図ります。

誰もがいつでも気軽に参加できる生涯スポーツ振興のため、町内対抗競技の工夫と見直しを図っていきます。また、総合型地域スポーツクラブの運営支援と普及に努めるとともに、中羽立運動公園を中心とした活動環境の整備に年次計画を策定して進めます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 町民総参加の各種大会・教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■町民の交流と体力増進を図るために町民総参加の各種スポーツ大会、スポーツ教室などを開催いたします。 ■体育施設を積極的に活用し、生涯スポーツ、コミュニティスポーツの生活化に努め、町民生活の中に体力づくりやスポーツ活動が定着するよう推進します。 ■チャレンジデーに参加することで、運動に親しむ意識の高揚を図るとともに、町民の健康づくりに努めます。 ■ふるさとあきたランに出場する小学生から一般までのチーム編成づくりを計画的に進めます。
(2) スポーツ団体の育成と指導者の養成	■体育協会との連携を密にし、スポーツ少年団指導者の確保と養成、資質向上(資格取得)を推進します。
(3) オリンピック記念会館を中心とした体育施設の開放	■誰でも気軽に利用できるよう中羽立運動公園体育施設を整備し、利用拡大を図ります。
(4) 総合型地域スポーツクラブへの支援と普及	■関係団体等との連携を密にしながら、総合型地域スポーツクラブ活動を支援します。
(5) 町民体育祭(隔年実施)の開催	■全町民が一堂に集い、町民相互の連帯・親睦を深めるとともに、健康で明るい町づくりを目指します。
(6) 体育施設の整備	■優先順位を付けて体育施設の整備を進めます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① スポーツやレクリエーション活動を行い、心身の健康を維持しましょう。
- ② スポーツやレクリエーション活動を通じて、仲間のつながりを作りましょう。



< 成果指標 >

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値 (R2)	前期実績値 (R2)
(1) スポーツ活動の生活化	H27	50%	60%	60%
(2) 体育設備の整備	H27	50%	60%	60%

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値 (R7)
(1) スポーツ活動の生活化	R2	60%	70%
(2) 体育設備の整備	R2	60%	70%



関連する個別計画

- ◆ 八郎潟町教育行政基本方針
-

第6章 効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

1 行財政運営

<現状と課題>

地方自治体の行政運営は、時代や町民ニーズの多様化に合わせ、スピード感のある適切な対応が今後も求められています。そのためには、全職員が一丸となり各課横断的に業務を行うとともに、職員の資質や業務遂行スキルの向上、意識改革を進めていく必要があります。

財政運営については、事務事業の見直し、各種経費の節減等を中心に取り組んできたところ、平成28年度から令和2年度までの前期基本計画期間中は、財政健全化法に基づく各指標、基金残高など、財政状況については概ね改善されてきました。

しかしながら、小中併設校開設に伴う中学校校舎改修事業や給食調理場整備事業、県営土地改良事業などの大型建設事業に伴う地方債償還金の増加、令和2年度から建設工事がスタートした役場新庁舎建設事業に伴う起債発行額等の増加により、財政健全化法に基づく各指標の悪化、基金残高の減少は避けられない状況となっております。このようなことから、令和3年度から令和7年度までの後期計画期間中は、厳しい財政運営となることが予想されます。こうした厳しい財政状況においても、効果的なまちづくりを進めるためには、国・県補助事業等の積極的な活用、財政的に有利となる起債の選択と発行など、限られた財源の中で必要な施策・事業等を計画的に行っていく必要があります。

広報・公聴活動については、開かれた行財政運営の推進及び協働のまちづくりを進めるためにも重要なものとなるため、町民との情報共有やより効果的な広報・公聴活動の充実が求められます。

<基本方向>

地域主権のめざす自己決定・自己責任によるまちづくりを推進するため、社会情勢の変化に対応した効率的・効果的な行政運営に努めます。

行政運営については、職員個々の目的意識の喚起・接遇や行政能力の向上を図り、質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、公共施設については、町民の利便性と行政事務の効率化を目的に公共施設等総合管理計画や個別施設

計画に基づき、可能な限り統廃合や計画的な整備を進めていきます。

財政運営については、限られた財源を効果的に活用し、将来にわたる持続可能な町づくりのため、安定的・計画的な財政運営に努めます。

また、住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、情報公開や広報・公聴活動の充実に努めます。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 行財政改革の推進	■ 事務事業の見直し、町民と行政の役割分担の明確化、財政の健全運営など行財政基盤の強化により安定した行財政運営を進めます。
(2) 情報共有化の推進	■ 地域の活性化を図るためには、自助・共助・公助それぞれの立場において情報を共有化し、共通認識のもとに実施していくことが重要であることから、さらなる情報発信に努めます。

<みんなで築くまちづくり>

- ① 行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加しましょう。

<成果指標>

前期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(R2)	前期実績値(R2)
(1) 町税や地方交付税などの収入に対する実質的な借金の割合(実質公債費比率)	H26	10.1%	9.0%	10.9%
(2) 県からの権限を移譲する事務の割合	H27	40.3%	79.0%	49.4%

後期

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	後期目標値(R7)
(1) 町税や地方交付税などの収入に対する実質的な借金の割合(実質公債費比率)	R2	10.9%	15.8%
(2) 県からの権限を移譲する事務の割合	R2	49.4%	65.0%

関連する個別計画

- ◆ 八郎潟町財政計画
-

2 広域連携

<現状と課題>

本町では、一部事務組合を設置して、潟上市と井川町とで構成する湖東地区行政一部事務組合で斎場・消防救急業務を広域的に処理しているほか、ごみ処理業務を1市3町1村で構成する八郎湖周辺清掃事務組合で、し尿処理業務を井川町と衛生処理施設組合を組織し共同処理しています。また、行政事務の効率化を図るため、潟上市南秋田郡介護認定審査会、南秋田郡障害支援区分認定審査会、秋田県町村電算システム共同事業組合において広域的に共同運営しています。

今後、より効果的な広域行政の推進を図るため、既存事務の定期的な見直しを行うとともに、広域連携により効率化できるものについては、近隣自治体と連携し、事務の共同化に取り組む必要があります。

<基本方向>

現状の事務事業を見直し、広域連携で処理できる事務事業については、広域的な取り組みを推進します。

<主要施策>

施策の名称	施策の内容
(1) 広域的市町村との連携強化	■広域連携により処理することが、効率的・効果的な事務事業については、項目ごとに関係自治体と積極的に連携を図ります。

<みんなで築くまちづくり>

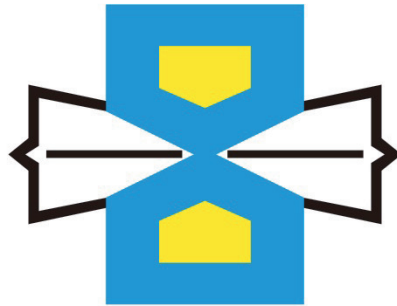
- ① 広域での交流を盛んにするため、広域的な活動に参加しましょう。

八郎潟町まちづくり計画策定審議会委員名簿

No.	氏 名	所属団体等	備考
1	齊 藤 満	2 1 区町内会会長	会 長
2	吉 田 博 之	北都銀行八郎潟支店支店長	副会長
3	松 田 義 紀	社会福祉協議会会長	
4	北 嶋 雄 介	八郎潟たいようこども園園長	
5	齊 藤 一	八郎潟町消防団団長	
6	大 原 慶 子	おおみちガレッジ通り広報担当	
7	喜 藤 博 昭	商店街振興会会長	
8	佐 藤 友 紀	プロジェクト8代表	
9	小 玉 美穂子	教育委員会委員	
10	畠 山 美喜雄	一日市郷土芸術研究会会長	

※順不同、敬称略

八郎潟町町章



地勢環境を大自然の中から描き出し、躍進する町勢と和衷協力、平和と繁栄を表したものです。

即ち、中心をなす8は、湖八郎潟の八と、一日市町と面潟村の二町村が合併したことを意味し、左右の帆の形は、順風満帆に風をはらませて進む舟のように、限りない八郎潟の躍進する姿を表現したものです。 (昭和32年11月3日制定)

八郎潟町町民歌

作詞…三戸幸二郎
作曲…大山会三郎

一 東の空の あけぼのに
出羽の山山 そびえ立ち
ひらける美田 耕して
潟の白帆を 語りつぎ
恵まれし地に 果てしなく
伸びゆくは わが八郎潟

二 桜名高き 三倉鼻
一望に町 ひらけゆき
馬場目の流れ 清らかに
伝統誇る 盆踊り
文化の流れ 受けついで
うるわしき わが八郎潟

三 寒風山に 雲なびき
西の海風 吹きわたり
希望の力 湧き出ずる
ゆくて明るき 産業に
栄光の道 ひらかれて
豊かなる わが八郎潟

(昭和三十六年十一月三日制定)

八郎潟小歌

作詞…紅川草一
作曲…小野崎孝輔
補作…石田玲水

一 ハアー
かすみと刷毛 サラリと染めて
三倉鼻からソレ 花便り
カッコーラインも ほる酔い機嫌
招くさくらのネー
招くさくらの あで姿
ホンニ八郎潟よいとこ 花の町

二 ハアー
踊る手拍子 浴衣の袖に
囃し太鼓のソレ 音のよさ
ゆれる灯籠 寄りそう影に
月もほんのりネー
月もほんのり 薄化粧
ホンニ八郎潟よいとこ 夢の町

三 ハアー
潟はかがやく ワカサギ網に
浮かぶボートのソレ 水かがみ
恋の岩屋は 紅葉に嗜れて
黄金波うっネー
黄金波うっ たから風
ホンニ八郎潟よいとこ 米の町

四 ハアー
月の夜明けに 若さを誇る
裸参りのソレ 肌の色
つもる雪ほど 情けも深く
しんべこけらこのネー
しんべこけらこの 名も高い
ホンニ八郎潟よいとこ 雪の町

(昭和五十一年十一月三日制定)

八郎潟町町民憲章

わたしたちは、みのりある大地と、
たぐいない干拓の歴史をもつ、
湖に恵まれた八郎潟町民であることを誇りとし、
未来にむかってより住みよく、
限りない豊かな発展をねがい、
つぎの憲章を守ります。

- 1. 心身を鍛え、健康で明るい町をつくります。
- 1. 学習し、伝統を受けつぎ創造性豊かな町をつくります。
- 1. 仕事に誇りをもち、活力ある町をつくります。
- 1. 助け合い励まし合い、共感し合う町をつくります。
- 1. きまりを守り、平和で美しい町をつくります。

(昭和 61 年 9 月 30 日制定)

町の木
けやき



厳しい風雪に耐える強じんな生命力、くらしの中の樫は四季折々の自然の姿を楽しませ、その風格は伸びゆくわが町を象徴するにふさわしい。

(昭和 61 年 9 月 30 日制定)

町の花
さつき



赤・白・ピンクと彩り、花形共に豊か、愛好者が多く初夏に咲く美しい姿は明るく健康で、町のシンボルに最適。

(昭和 61 年 9 月 30 日制定)

町のイメージキャラクター
ニャンパチ



八郎潟町におよそ 260 年前から踊り継がれる伝統芸能の「願人踊」の手つき腰つきがネコの仕草に見えたことから生まれたキャラクター。

(平成 25 年 10 月 1 日誕生)

第6次八郎潟町総合計画 後期基本計画

令和3年度～令和7年度

発行：令和3年3月

編集発行：八郎潟町総務課

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地

TEL 018-875-5800 FAX 875-3096

ホームページ <http://www.town.hachirogata.akita.jp/>

印刷：一日市印刷

〒018-1614 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田98-11

TEL 018-875-2038 FAX 875-3971

